

ライドシェアの導入に対して慎重な審議を求める意見書

少子高齢社会が急速に進展する中、タクシー事業は、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての機能に加え多様化する利用者のニーズに対応し、スマホ配車の普及促進、誰もが利用しやすいUDタクシーの充実、地元自治体等の要望を踏まえた乗合タクシーの展開を行うなど、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしている。

一方で、政府においては少子高齢化という困難に立ち向かい、更なる経済発展を実現するため、規制改革を積極的に推進しており、その一つとして、自家用車により有償で旅客運送を行う、いわゆる「ライドシェア」など新たな交通サービスの実現について、幅広く議論を進めているところである。

しかしながら、ライドシェアは、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令上の課題が多くあることから、導入には慎重な議論が必要と考える。

以上のことから、地域住民により一層の安全・安心な公共交通サービスが提供される施策の推進を求めるとともに、多くの問題点のあるライドシェアの導入については、慎重な審議を行うよう強く要望する。

記

- 1 安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアの導入については、慎重に対応すること。
- 2 地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を推進するための諸施策を講ずること。
- 3 道路運送法の特例として限定的に実施されている自家用有償旅客運送については過疎地域等の住民や交通弱者などの交通手段の確保という趣旨に鑑み、その取り扱いを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

岩手県遠野市議会議長 浅 沼 幸 雄

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様